

学校法人日本女子大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書

(目的)

- 1 学校法人日本女子大学（以下「甲」という。）と川崎市（以下「乙」という。）は、双方のもつ人的資源、物的資源、知的資源を相互に活用することにより、地域社会、研究、教育、産業の振興に貢献することを目的とし、連携・協力に関する基本協定を締結する。

(連携協力事項)

- 2 甲と乙は、次の分野において連携・協力を進める。
 - (1) 地域社会と連携した学術研究や教育の実践に関すること。
 - (2) 地域社会や地域産業との連携による新しい産業の創出・振興に関すること。
 - (3) 市民の生涯学習の推進に関すること。
 - (4) 教育研究施設の市民利用に関すること。
 - (5) 新たな地域社会や社会経済づくりに向けた政策研究に関すること。
 - (6) その他、本協定の目的の達成に向けて、甲と乙は、相互の連携・協力を資する事業を行う。

(協定の改廃)

- 3 この協定の改廃は、甲と乙が協議をして行う。

(その他)

- 4 その他、連携・協力に関して必要な事項は、甲と乙が協議して、その都度定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各自1通を保管するものとする。

2011（平成23）年7月21日

甲 学校法人日本女子大学理事長・学長

蟻川 芳子

乙 川崎市 長

阿部 孝夫